

有価証券報告書

事業年度 自 2018年4月 1日
(第 63 期) 至 2019年3月31日

東和薬品株式会社

E00974

本書は金融商品取引法第24条の1に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	4
3	事業の内容	5
4	関係会社の状況	5
5	従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2	事業等のリスク	9
3	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
4	経営上の重要な契約等	15
5	研究開発活動	15
第3	設備の状況	16
1	設備投資等の概要	16
2	主要な設備の状況	16
3	設備の新設、除却等の計画	17
第4	提出会社の状況	18
1	株式等の状況	18
2	自己株式の取得等の状況	24
3	配当政策	25
4	コーポレート・ガバナンスの状況等	26
第5	経理の状況	40
1	連結財務諸表等	41
2	財務諸表等	72
第6	提出会社の株式事務の概要	85
第7	提出会社の参考情報	86
1	提出会社の親会社等の情報	86
2	その他の参考情報	86
第二部	提出会社の保証会社等の情報	87

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【事業年度】	第63期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【電話番号】	06 (6900) 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 田中 政男
【最寄りの連絡場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【電話番号】	06 (6900) 9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 田中 政男
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	71,470	82,115	84,949	93,430	105,104
経常利益 (百万円)	15,437	10,157	7,417	11,717	18,865
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,118	7,684	5,576	6,495	13,475
包括利益 (百万円)	11,175	7,313	5,858	6,533	13,409
純資産額 (百万円)	70,048	70,605	74,945	79,920	91,771
総資産額 (百万円)	121,187	156,851	165,247	177,181	188,803
1株当たり純資産額 (円)	4,121.66	4,304.37	4,568.97	1,624.09	1,864.92
1株当たり当期純利益 (円)	654.20	462.57	339.96	132.00	273.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	436.29	314.23	122.03	253.32
自己資本比率 (%)	57.8	45.0	45.4	45.1	48.6
自己資本利益率 (%)	17.1	10.9	7.7	8.4	15.7
株価収益率 (倍)	10.50	9.98	16.56	16.79	10.64
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,037	3,732	10,195	19,230	19,002
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△8,230	△19,032	△22,206	△20,093	△3,994
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	238	27,970	△92	4,670	△809
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,208	18,526	7,112	11,511	26,652
従業員数 (人)	2,060	2,203	2,408	2,449	2,472
(外、平均臨時雇用者数)	(439)	(510)	(566)	(635)	(643)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第59期及び第63期の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の増加の主な要因は、営業外収益にデリバティブ評価益等を計上したことによるものであります。

4 第60期末における自己資本比率の減少は、新株予約権付社債の発行及び自己株式の取得等によるものであります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

6 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第63期末時点の株価は、当該株式分割に係る権利落ち後の株価となっております。従いまして、第63期の株価収益率については、当該権利落ち後の株価を当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益で除して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	69,638	80,090	82,724	90,991	102,426
経常利益 (百万円)	15,513	10,687	8,354	8,826	18,974
当期純利益 (百万円)	11,208	8,257	6,654	5,479	13,612
資本金 (百万円)	4,717	4,717	4,717	4,717	4,717
発行済株式総数 (千株)	17,172	17,172	17,172	17,172	17,172
純資産額 (百万円)	69,485	70,831	75,957	79,940	91,935
総資産額 (百万円)	116,879	150,795	159,593	171,444	183,082
1株当たり純資産額 (円)	4,088.55	4,318.15	4,630.68	1,624.51	1,868.26
1株当たり配当額 (円)	95.00	95.00	95.00	95.00	107.50
(内1株当たり中間配当額)	(37.50)	(47.50)	(47.50)	(47.50)	(47.50)
1株当たり当期純利益 (円)	659.53	497.06	405.71	111.36	276.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	468.84	375.08	102.93	255.88
自己資本比率 (%)	59.5	47.0	47.6	46.6	50.2
自己資本利益率 (%)	17.4	11.8	9.1	7.0	15.8
株価収益率 (倍)	10.42	9.28	13.88	19.91	10.53
配当性向 (%)	14.4	19.1	23.4	28.4	13.0
従業員数 (人)	1,869	2,000	2,188	2,204	2,229
(外、平均臨時雇用者数)	(439)	(510)	(566)	(635)	(643)
株主総利回り (%)	156.3	107.9	132.8	157.8	207.1
(比較指標：配当込みTOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	7,290	10,480	6,100	7,180	9,450 □3,040
最低株価 (円)	3,840	4,590	3,580	5,030	5,780 □2,829

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第59期及び第63期の経常利益及び当期純利益の増加の主な要因は、営業外収益にデリバティブ評価益等を計上したことによるものであります。

4 第60期末における自己資本比率の減少は、新株予約権付社債の発行及び自己株式の取得等によるものであります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

6 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第62期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第63期末時点の株価は、当該株式分割に係る権利落ち後の株価となっております。従いまして、第63期の株価収益率については、当該権利落ち後の株価を当該株式分割を考慮した1株当たり当期純利益で除して算定しております。

- 7 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 8 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第63期の株価については、株式分割前の最高株価及び最低株価を示しており、□印は株式分割（2019年4月1日、1株→3株）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しております。

2 【沿革】

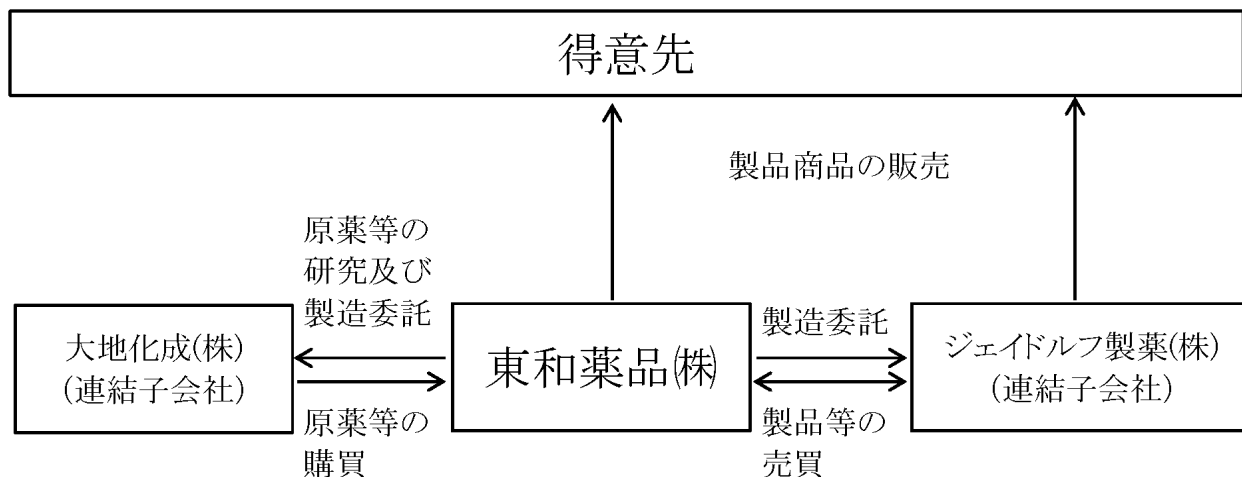
年月	概要
1951年6月	大阪市東区に医薬品原料の卸と仲買業として「東和薬品商会」を創業。
1957年4月	大阪市東区に東和薬品株式会社（資本金100万円）を設立。
1957年9月	大阪市城東区に蒲生工場完成、一般用医薬品の製造を開始。
1964年1月	大阪府寝屋川市に寝屋川工場完成。
1964年5月	蒲生工場を閉鎖し寝屋川工場に統合。
1965年12月	保険医薬の将来性に着目し、医療用医薬品の製造販売に転換。
1974年4月	大阪府門真市に新社屋完成、本社機能を移転。
1975年1月	大阪府門真市に門真工場完成。
1978年3月	本社敷地内に大阪工場完成。寝屋川工場を閉鎖し、大阪工場と門真工場に統合。
1978年6月	大阪府門真市に開発研究棟完成。
1978年8月	大阪府門真市に配送センター完成。
1982年3月	大阪府門真市に包装専門工場として大阪第二工場完成。
1983年10月	岡山県勝田郡勝央町に岡山工場完成。
1984年9月	合名会社別府温泉化学研究所を買収し、大分工場として注射薬の製造を開始。
1987年7月	門真工場を閉鎖し、岡山工場と大阪工場に統合。
1989年3月	決算期を9月から3月に変更。（第33期営業年度は6か月決算となる。）
1994年6月	当社株式を店頭登録売買銘柄として日本証券業協会に登録。
1997年5月	本社を大阪府門真市新橋町に移転。（現在地）
1998年5月	大阪府門真市に中央研究所完成。（旧研究所は製剤研究所とする。）
1998年11月	メクト株式会社東北工場を買収し、山形第一工場として医薬品の製造開始。
2003年10月	ジェイドルフ株式会社(現 ジェイドルフ製薬株式会社)の株式を100%取得。（現 連結子会社）
2004年4月	東京証券取引所市場第二部上場。
2005年3月	東京証券取引所市場第一部上場。
2006年3月	大阪府門真市に大阪工場完成、大阪第二工場を閉鎖し統合。
2009年1月	大分工場を閉鎖し、岡山工場に統合。
2010年10月	大地化成株式会社の株式を100%取得。（現 連結子会社）
2012年4月	山形県上山市に山形工場・東日本物流センター完成。
2012年10月	岡山県勝田郡勝央町に西日本物流センター完成。
2014年1月	山形第一工場を閉鎖。
2015年3月	大地化成株式会社兵庫工場完成。
2016年11月	株式会社三協と合弁会社グリーンカブス製薬株式会社を設立。
2017年7月	東日本物流センター完成・移転。
2018年10月	TIS株式会社と合弁会社Tスクエアソリューションズ株式会社を設立。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、主要な事業として医薬品の製造販売を営んでおります。当社グループの医薬品事業の主な扱い品目はジェネリック医薬品（後発医薬品）と呼ばれるもので、新薬（先発医薬品）の有効性と安全性が一定期間にわたって確認された後に上市される、有効成分が同一でかつ効能・効果、用法・用量が同等の医薬品です。

当社とジェイドルフ製薬株式会社との間で製品等の売買・製造委託を行っております。また、当社は大地化成株式会社との間で原薬等の購買・研究及び製造委託を行っております。

なお、当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
ジェイドルフ製薬株式会社	滋賀県甲賀市	40	医療用医薬品の製造販売	100.0	製品等の売買。 役員の兼任あり。
大地化成株式会社	兵庫県神崎郡福崎町	50	医薬品原薬・中間体の研究開発及び製造販売	100.0	原薬等の購買。 役員の兼任あり。 資金援助あり。

(その他の関係会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
株式会社吉田事務所	大阪府箕面市	10	1. 投資業 2. 不動産の売買および賃貸、管理業 3. 上記各号に付帯する一切の業務	被所有割合 40.87 [5.41]	役員の兼任あり。

(注) 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

区分	従業員数 (人)
営業関連部門	913 (185)
生産関連部門	981 (411)
研究開発関連部門	268 (2)
管理、その他の部門	310 (45)
合計	2,472 (643)

(注) 1 医薬品事業の単一セグメントであるため、職能別組織に基づいて従業員の状況を記載しております。

2 従業員数は就業人員を記載しております。また、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
2,229 (643)	36.5	9.6	6,334

区分	従業員数 (人)
営業関連部門	878 (185)
生産関連部門	798 (411)
研究開発関連部門	259 (2)
管理、その他の部門	294 (45)
合計	2,229 (643)

(注) 1 医薬品事業の単一セグメントであるため、職能別組織に基づいて従業員の状況を記載しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、

「私達は 人々の健康に貢献します」

「私達は こころの笑顔を大切にします」

を理念に掲げております。そして、ものづくり(企業活動)を通じて理念を実現するために、

(品質)常に最良の製品、サービスを提供します。

(責任)すべてに対して責任を果たします。

(行動)常に創意工夫し、不断の努力を惜しみません。

(協調)全体が最適になるように尽力します。

(公正)すべてに対して公正かつ適正であり続けます。

(共存)互いに自立し、競争し、共に持続的な成長を目指します。

(貢献)会社の繁栄を通じ社会に貢献します。

を私達の誓いとして掲げております。

現在、当社はジェネリック医薬品の供給を通じて人々の健康とこころの笑顔を実現することを目指しております。また、いつの時代も世の中や地域社会から必要とされる企業を目指すべき姿としてジェネリック医薬品事業と健康関連事業における様々な取り組みを行ってまいります。これらを踏まえ、中長期的に医薬品産業の中で確かなポジションを確立することを経営方針としております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に足踏みが見られるものの、雇用情勢の改善が継続し、景気は緩やかな回復が続いております。一方、先行きに関しては、個人消費は緩やかに増加していますが、米国発の貿易摩擦による世界経済への影響が懸念され、不透明な状況が続いております。

ジェネリック医薬品業界では、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まりました。2018年4月の診療報酬改定や第3期医療費適正化計画などにおいて各種施策が講じられており、現在のジェネリック医薬品の数量シェア74.7% (2018年10-12月期 日本ジェネリック製薬協会調べ)から、80%目標に向けて、着実にジェネリック医薬品の普及が進むものと見込まれます。一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年4月に薬価制度の抜本改革が行われ、「上市から12年が経過した後発品については1価格帯を原則とする」こと等が決まりました。

1価格帯への集約等は2020年度の薬価改定から適用される予定です。薬価改定についても、2018年4月に実施された2年に1度の通常の薬価改定に続き、2021年度以降は中間年における薬価改定が行われることが決まっており、毎年薬価改定となります。また、2019年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、市場実勢価格を踏まえて薬価改定が行われるなど、ジェネリック医薬品業界は大きな変化の時期を迎えております。このように業界環境が大きく変化していますが、当社は信頼性のさらなる向上を行いつつ、いつの時代も世の中や地域社会に必要とされる企業であり続けることを目指しています。

当社は、ジェネリック医薬品事業でこれまで以上の信頼を得る企業になるとともに、医薬品産業の中で確かなポジションを確立すべく尽力してまいります。また、これまでに培った知見や技術の活用だけでなく、新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図り、新しい医療体制に対応した健康関連事業の創出にも注力してまいります。そのために、当社は以下の3つの基本方針に沿って、各課題に取り組めます。

基本方針1 国内ジェネリック医薬品事業の確実な成長

当社がこれまでに注力してきた取り組みである「安定供給体制の向上」「東和式販売体制の確立」「製品総合力No. 1の製品づくり」により国内のジェネリック医薬品事業を成長させてきました。引き続き、当社のコア事業として当該事業を確実に成長させるために、「安定供給体制の維持・強化」「東和式販売体制の最適化」「製品総合力No. 1の製品づくり」の課題に取り組めます。

「安定供給体制の維持・強化」

当社は原薬確保から製品配送に至るまでの原薬・生産・物流・営業の全てにおいて当社独自の仕組みを有しており、当社製品を安定して供給できる体制の維持・強化に取り組めます。

「東和式販売体制の最適化」

当社は情報提供体制を拡充し、営業所及び代理店、医薬品卸との連携により最適な流通チャネルの確立に取り組みます。当社は、代理店との関係強化・共存共栄を図るとともに、営業所の新設も進め、当連結会計年度末時点で合計72ヵ所の営業所を有しています。引き続き、ジェネリック医薬品の使用数量が急拡大する地域においては、取引軒数の増加、売上増加などに対応し、当該地域の営業効率を高めるために営業所を新設・拡張・移転します。また、2017年度から開始した医薬品卸との協業を進め、流通チャネルを拡充し、医療現場のニーズに沿って当社製品をお届けすることでシェア拡大に努めます。

「製品総合力No. 1の製品づくり」

当社は、総合ジェネリック医薬品メーカーとして、必要とされる医薬品の品揃えを行うことに留まらず、製品総合力でトップのジェネリック医薬品メーカーを目指します。患者の服薬アドヒアランスの向上、医薬品の適正使用、医療関係者の安全性や利便性などの観点で、多面的な工夫を加えることでより高い付加価値を提供できる医薬品を開発します。さらに、将来にわたって使い続けられると思われる製剤については、医療機関や患者等からの要望により、適切な改良と改善を繰り返し実施します。

基本方針2 さらに製品品質の進化

当社の持続的な成長に向けて製品品質をさらに進化させるため、「RACTAB技術の高性能化」「有効成分の安定化技術の確立」「新たな結晶化技術の確立」「連続生産プロセスの確立」に取り組みます。ジェネリック医薬品メーカーとしてのイノベーションにも挑戦します。

製剤に関しては、工夫や製品品質を高めるための基盤技術を蓄積し、原薬に関しては、原薬の結晶形を自由にコントロールすることを可能にする基盤技術を蓄積し、生産に関しては、効率的な製造プロセスの確立に向けた取り組みを行います。

基本方針3 新規市場への進出と新規事業の創出

当社のコア事業であるジェネリック医薬品の国内での販売に加えて、新規市場である海外市場への進出に取り組みます。国内で受け入れられた製品を必要とされる海外市場へ提供していくことを目指し、海外諸国において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索しつつ、新規市場への進出に向けた調査活動を行っています。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地企業との提携や協力関係なども探索しています。

また、当社の「人々の健康に貢献する」という理念に沿って、当社は新たな技術の獲得やまったく新しい知見や技術との融合を図りつつ、新しい医療体制に対応した健康に関連する新規事業の創出に取り組みます。

さらに中長期的な取り組みとして、バイオ後続品市場への参入に向けた事業展開の方向性についても引き続き検討しています。

2【事業等のリスク】

当社グループの取り扱う製品・商品は主として医療用医薬品であり、その中のジェネリック医薬品が中心です。ジェネリック医薬品は新薬の有効性と安全性が一定期間にわたって確認された後に上市され、有効成分が同一でかつ効能・効果、用法・用量が同等の医薬品です。そのために当社グループには医薬品製造販売業としてのリスクに加えジェネリック医薬品メーカーとしての特有のリスクなどがあります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び不測の事態に対する体制整備に最大限の努力をいたします。また、仮にこうしたリスクが顕在化したとしても、当社グループはその影響に十分に耐えていくだけの企業体力の充実・蓄積に努めております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①医薬品医療機器法等による規制

当社グループは医薬品医療機器法及び関連法規等により医薬品の製造・販売について規制を受けており、各種許認可、免許の取得を必要とします。その主な内容は以下のとおりです。

許可・免許	所管官庁等	許可・免許に関する内容	有効期限
医薬品製造販売業許可	都道府県知事	医薬品医療機器法第12条	主たる事務所5年ごと更新
医薬品製造業許可	都道府県知事	医薬品医療機器法第13条	各事業所5年ごと更新
向精神薬製造製剤業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第50条	各事業所5年ごと更新
医薬品卸売販売業許可	都道府県知事	医薬品医療機器法第24条	各事業所6年ごと更新
麻薬輸入業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬製剤業者免許	厚生労働大臣	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬元卸売業者免許	地方厚生局長	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年
麻薬卸売業者免許	都道府県知事	麻薬及び向精神薬取締法第3条	各事業所最長3年

②特許期間及び再審査期間

新薬の有効成分は通常、特許権により保護されており、その特許期間は出願日から20年間（更に5年を限度とする期間延長が可能）となっています。ジェネリック医薬品は特許期間の満了後に製造販売承認されるため、この期間が延長されることがあれば、当社グループの新製品（追補品）の発売に影響を及ぼします。

また、新薬については、一定期間後にその医薬品の有効性・安全性等を再確認する再審査制度があり、その再審査期間は原則として新薬の製造販売承認日から8年間となっています。ジェネリック医薬品はこの期間の経過後に製造販売承認申請しますが、新薬の効能追加等により再審査期間が再度設定された場合には、新薬と効能が異なることがあるため、当社グループの新製品の発売に影響を及ぼします。

③医薬品医療機器法に基づく再評価

医薬品の再評価とは、すでに承認された医薬品について、現時点における学問的水準から品質、有効性及び安全性を見直す制度です。薬効再評価で有用性が認められないと製品の回収を行い、当該製品の廃棄を行います。また、品質再評価で新薬と同等でないと評価された場合は、その後の製造販売を中止します。

こうした事態が生じれば当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④副作用

ジェネリック医薬品については新薬で長年の使用実績があり、安全性が確認され、再審査の後に発売されるため、重篤な副作用が発生するリスクは小さいですが、もしこうしたことが生じれば当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤薬価制度及び医療費抑制政策

当社グループの主要製品、商品であります医療用医薬品を販売するためには、厚生労働大臣が定める薬価基準への収載が必要です。現在は原則として2年に1回、市場価格の調査を行い、ほとんどの品目の薬価が引き下げられています。また、薬価制度の抜本改革により2021年度以降は中間年における薬価改定が行われることが決まっており、毎年薬価改定となります。増大する医療費の抑制を目的として医療保険制度の見直しや、将来、薬価制度の更なる大幅な変更や医療費抑制政策の強化が行われると、当社グループの財政状態や経営成績に影響を与える可能性があります。

⑥特許訴訟

当社グループが発売するジェネリック医薬品には、発売後も原薬の結晶形、製剤、用途等に関する特許権が存続していることがあり、新薬メーカーから特許訴訟を提起される場合があります。そうした場合には、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦デリバティブの時価評価

当社グループは血管拡張剤などの半製品や原材料の一部を海外メーカーから外貨建てで輸入しております。円安でコストが上昇してもわが国の薬価制度のもとではそれを販売価格に転嫁することは極めて困難です。

こうした円安によるコストアップのリスクを回避し、長期的に安定供給していくために、当社は長期のデリバティブ取引を行っています。決算時にはこれを時価評価しますが、定性的には前期末に比べて円高、また日米の長期金利差が拡大すれば評価損が出る構造になっていますので、為替レート、日米の金利動向によっては評価損が生じる可能性があります。また、逆の場合には評価益が生じる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(2) 経営環境及び対処すべき課題等」に述べているように、業界環境が大きく変化していますが、当社グループにおいては、2018年5月に発表した「中期経営計画2018-2020 PROACTIVE」に基づき、国内ジェネリック医薬品事業を基盤としつつ、新規市場への進出・新規事業の創出など、より世の中や地域社会に必要とされる企業となるべく各種施策に取り組んでおります。

販売面に関しては、6月に新製品8成分23品目を初年度売上高1,300百万円の計画で販売を開始し、12月には新製品6成分14品目を初年度売上高460百万円の計画で販売を開始しました。これにより、当社のジェネリック医薬品の製品数は347成分779品目となりました。また、2017年4月より開始した「東和式販売体制（医薬品卸との協業）」は2年経過し、当社の製品を全国の医療機関・保険薬局へお届けできる体制がより整備され、売上が順調に推移しました。

生産面に関しては、7月には山形工場新棟に製造設備を追加し、大阪・岡山・山形の3工場で110億錠の生産能力（建屋は140億錠まで対応可能）となりました。

新規事業に関しては、10月に地域共生社会の実現に貢献するためにITを中核としたサービスを提供する「Tスクエアソリューションズ株式会社」をTIS株式会社と合弁で設立しました。

このような活動の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、近年の追補品も順調に推移し、105,104百万円（前期比12.5%増）となりました。売上原価率は54.0%と前期比0.1ポイント上昇したものの、売上総利益は48,399百万円（同12.4%増）となりました。

また、販売費及び一般管理費については、人件費、研究開発費等の増加により32,431百万円（同3.3%増）となりました。その結果、営業利益は15,968百万円（同37.1%増）、経常利益は18,865百万円（同61.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,475百万円（同107.5%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に対して15,141百万円増加し、26,652百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは19,002百万円の収入（前連結会計年度比228百万円減）となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益18,886百万円（同9,052百万円増）や仕入債務の増加4,659百万円（同5,627百万円増）などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,994百万円の支出（同16,098百万円の減）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出11,143百万円（同3,332百万円の減）などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、809百万円の支出（前連結会計年度は4,670百万円の収入）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入5,000百万円などがあつたものの、長期借入金の返済による支出4,249百万円（前連結会計年度比1,567百万円増）などによるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前年同期比（％）
神経系及びアレルギー用薬	26,697	170.4
循環器系及び呼吸器用薬	53,308	134.3
消化器官用薬	19,559	153.7
ホルモン剤	583	223.0
ビタミン剤	3,489	118.2
その他の代謝性医薬品	10,170	144.0
抗生物質及び化学療法剤	7,656	132.9
その他	13,321	141.9
合計	134,787	144.1

(注) 1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別生産実績を記載しております。

2 上記金額は売価換算で表示しており、消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前年同期比（％）
神経系及びアレルギー用薬	199	110.5
循環器系及び呼吸器用薬	433	115.7
消化器官用薬	29	84.2
その他の代謝性医薬品	4	30.3
抗生物質及び化学療法剤	74	30.3
漢方製剤	58	144.0
その他	501	253.8
合計	1,300	119.5

(注) 1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別商品仕入実績を記載しております。

2 上記金額は実際仕入額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）は、主として見込み生産を行っているため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）	前年同期比（％）
（製品）		
神経系及びアレルギー用薬	18,892	122.8
循環器系及び呼吸器用薬	41,239	109.4
消化器官用薬	16,456	107.4
ホルモン剤	343	181.3
ビタミン剤	2,920	111.7
その他の代謝性医薬品	7,664	120.8
抗生物質及び化学療法剤	5,592	106.8
その他	10,307	109.0
計	103,416	112.1
（商品）		
神経系及びアレルギー用薬	641	203.0
循環器系及び呼吸器用薬	347	127.5
消化器官用薬	35	86.3
抗生物質及び化学療法剤	248	90.1
漢方製剤	24	77.7
その他	390	162.3
計	1,687	143.4
合計	105,104	112.5

（注）1 当社グループ（当社及び連結子会社）は、医薬品事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、薬効別販売実績を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
株式会社スズケン	8,826	9.4	14,436	13.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、売上高105,104百万円（前連結会計年度比12.5%増）、営業利益は15,968百万円（同37.1%増）、経常利益は18,865百万円（同61.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,475百万円（同107.5%増）となりました。

売上高に関しては、2017年4月より開始した「東和式販売体制（医薬品卸との協業）」が2年経過し、当社の製品を全国の医療機関・保険薬局へお届けできる体制がより整備されたこと、2018年度追加品の販売と製品の付加価値の訴求による既存品の販売促進が功を奏したこと等により順調に売上を伸ばし、販売数量が増加し、12.5%の増収となりました。市場の大きい製品については、AG(オーソライズド・ジェネリック)が販売されてシェアを大きく獲得し、また多数の競合品が販売されるなど、競合関係は引き続き厳しいものの、上記取り組みにより堅調に売上を伸ばし、2019年2月12日に上方修正した計画に対して101.1%の達成率となりました。

営業利益・経常利益に関しては、開発品目のスケジュールの見直しなどにより研究開発費が減少したこと等により、販売費及び一般管理費が前連結会計年度比3.3%増となったものの売上高比率としては前連結会計年度比2.7ポイントの減少となり、営業利益は37.1%増、経常利益は61.0%増と大幅な増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、107.5%増と大幅な増益となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、新たに販売する製品の市場の大きさと競合状況、診療報酬改定や薬価制度改革、国のジェネリック医薬品の使用促進目標の変更が挙げられます。当連結会計年度の経営成績に対しては、診療報酬改定や薬価制度改革は無く、国のジェネリック医薬品の使用促進目標の変更は無かったため、大きな影響はありませんでした。

次連結会計年度の経営成績については、上期において診療報酬改定による影響はないものの2019年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う市場実勢価格を踏まえた薬価改定による影響、また、1価格帯への集約等が適用される2020年4月の薬価改定による影響を考慮し、売上高111,000百万円、営業利益14,500百万円、経常利益14,600百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,400百万円を見込んでおります。

中期的には、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」ことが決まり、この目標に向けて着実にジェネリック医薬品の普及が進むものと見込まれます。一方、2016年12月に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、2018年4月に薬価制度の抜本改革が行われ、「上市から12年が経過した後発品については1価格帯を原則とする」こと等が決まり、2020年度の薬価改定から適用される見込みであり、上市後12年が経過した製品数が少ない当社グループの経営成績にも影響がある見込みです。薬価改定についても、2018年4月に実施された2年に1度の通常の薬価改定に続き、2021年度以降は中間年における薬価改定が行われることが決まっており、毎年薬価改定となり、当社グループの経営成績にも影響がある見込みです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、次の通りです。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の財源を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金については、自己資金を基本としており、設備投資については、自己資金の他に、金融機関からの借入金や社債発行等による資金調達を基本としております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、当社グループは環境変化への迅速な対応を基本とし、目標とすべき経営指標、比率等を具体的には定めておらず、営業利益の売上高に対する比率は10%以上の確保を意識して従来から経営してまいりました。一方、業界環境としては、2020年9月までにジェネリック医薬品の数量シェアを80%まで高めるという目標が政府によって示されていることから、ジェネリック医薬品メーカーとしての安定供給責任を果たすために、大阪・岡山・山形の3工場への積極的な設備投資による生産能力の増強及び東西にある物流センターの増強に取り組んできました。

工場への設備投資により、短中期的に減価償却費の増加により売上原価が悪化し、売上総利益が減少すると予想しております。しかしながら、中長期における安定的な成長、ならびに長期における持続的な成長を達成するためには必要な投資であると考えております。従いまして、当面は、営業利益の売上高に対する比率は10%程度を目指しつつ、売上高の伸びを重視したいと考えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは付加価値を加えた良質で経済的なジェネリック医薬品を医療の場に提供し、人々の健康と医療費の軽減に貢献するべく研究開発の努力を続けております。

当連結会計年度においては、2018年6月に初収載品目として、骨粗鬆症治療薬（ビスホスホネート製剤）、高血圧治療薬（ARB・持続性Ca拮抗薬合剤）、高リン血症治療剤、抗てんかん薬、そう痒症治療薬を、その他にアレルギー性鼻炎治療薬（選択的H1受容体拮抗薬）、糖尿病治療薬（ α グルコシダーゼ阻害薬）、経皮吸収型持続性疼痛治療剤等、計8成分23品目を、2018年12月に初収載品目としてノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤、慢性疼痛/抜歯後疼痛治療剤、注意欠陥/多動性障害治療剤（選択的ノルアドレナリン再取り込み阻害剤）、月経困難症治療剤（低含量のみ初収載）、5-HT_{1B/1D}受容体作動型片頭痛治療剤、アレルギー性疾患治療剤等、計6成分14品目を上市しております。

また、2019年6月には初収載品目として、抗精神病剤を、その他に抗悪性腫瘍剤等、計2成分4品目を上市しました。

引き続き次の上市予定品目の製造販売承認申請に向けて、医療機関や患者のニーズに応える付加価値製品の開発を目指した研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、7,916百万円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは付加価値を有するジェネリック医薬品を開発し、高品質な医薬品を安定して供給できる生産設備の拡充等を目的とした投資を継続的に行なっております。

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強などを目的として、総額6,011百万円の設備投資を行いました。

当社の主な設備投資の内訳は、大阪工場101百万円、岡山工場987百万円、山形工場4,125百万円、研究所253百万円等であり、増加する生産数量に対応するための増改築や設備増強に加えて、付加価値製剤に対応する製造設備や研究開発用設備を導入しました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
大阪工場 (大阪府門真市)	医薬品事業	製造設備	2,202	1,032	945 (7,695)	46	4,226	201 (51)
岡山工場 (岡山県勝田郡勝 央町)	医薬品事業	製造設備	9,039	3,352	664 (56,643)	1,092	14,148	301 (139)
山形工場 (山形県上山市)	医薬品事業	製造設備	23,415	5,958	2,614 (124,208)	1,066	33,054	303 (220)
本社 (大阪府門真市)	医薬品事業	管理設備	373	19	1,082 (2,163)	124	1,600	223 (7)
中央研究所 (大阪府門真市)	医薬品事業	研究設備	1,089	44	1,294 (3,452)	214	2,642	154 (2)
西日本物流セン ター (岡山県勝田郡勝 央町)	医薬品事業	配送設備	1,397	292	1,010 (94,791)	60	2,760	14 (24)
東日本物流セン ター (山形県山形市)	医薬品事業	配送設備	2,960	23	298 (58,235)	24	3,306	10 (19)

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ジェイドルフ 製薬㈱	本社工場 (滋賀県甲賀市)	医薬品事業	製造設備他	2,519	579	113 (17,638)	87	3,299	127
大地化成㈱	兵庫工場 (兵庫県神崎郡 福崎町)	医薬品事業	製造設備他	1,720	532	351 (52,367)	43	2,648	56

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2 従業員数は就業人員を記載しております。また、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

3 各営業所等の一部の建物については賃借しております。年間賃借料は713百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画等は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の改修等

重要な設備の改修等の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	49,000,000
計	49,000,000

(注) 2019年2月12日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は98,000,000株増加し、147,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2019年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2019年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,172,000	51,516,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	17,172,000	51,516,000	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2019年2月12日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は34,344,000株増加し、51,516,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2015年7月7日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2019年3月31日)	提出日の前月末現在 (2019年5月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	15,035	同左
新株予約権の数（個）	1,500（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,319,493（注）2、（注）3	3,958,514（注）2、（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり11,368（注）3	3,789.3（注）3
新株予約権の行使期間	自 2015年8月6日 至 2022年7月8日 (行使請求受付場所現地時間)（注）4	同左 同左 同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 11,368 資本組入額 5,684（注）5	発行価格 3,789.3 資本組入額 1,895（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	（注）7	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8	同左

※当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を左列に記載しております。また、当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年5月31日）にかけて変更された項目は、右列に記載しております。

（注）1. 本社債の額面金額10百万円につき1個とします。

（注）2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（注3）記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。

（注）3. （1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

（2）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める算式により調整されます。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

（3）当初転換価額は、11,368円ですが、2019年4月1日付で実施した株式分割により、以降の転換価額を3,789.3円に調整しています。

（4）2019年6月25日開催の第63期（2019年3月期）定時株主総会におきまして期末配当を当社普通株式1株につき金60円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当金を1株につき107.5円としております。これに伴い、本新株予約権付社債の要綱の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を3,783.6円に調整します。なお、調整後転換価額は2019年4月1日より適用するものとします。

（5）調整後転換価額3,783.6円適用後の新株予約権の目的となる株数は3,964,478株となります。

（注）4. ただし、①当社による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が財務代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がな

される場合は、本社債が消却される時まで、④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、2022年7月8日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

(注) 5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

(注) 6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできません。

(2) 2022年4月1日（同日を含まない。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができます。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されません。

①当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

②当社が組織再編等を行うにあたり、上記(注4)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

(注) 7. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(注) 8. (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。ただし、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずにそれを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(2) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2005年6月2日 (注) 1	1,100,000	17,072,000	1,068	4,620	1,066	7,773
2005年6月22日 (注) 2	100,000	17,172,000	97	4,717	96	7,870

(注) 1. 有償一般募集 1,100千株

発行価格 2,046円

発行価額 1,940.50円

資本組入額 971円

2. 有償第三者割当 100千株

発行価格 1,940.50円

資本組入額 971円

3. 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が34,344千株増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	38	22	65	187	5	2,981	3,298	—
所有株式数 (単元)	—	25,640	1,061	74,100	36,980	7	33,843	171,631	8,900
所有株式数の割合 (%)	—	14.94	0.62	43.17	21.55	0.00	19.72	100.0	—

(注) 自己株式768,961株は、「個人その他」に7,689単元、「単元未満株式の状況」に61株が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社吉田事務所	大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号	6,700	40.84
吉田 逸郎	大阪府箕面市	485	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	472	2.88
東和薬品共栄会	大阪府門真市新橋町2番11号	458	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	391	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	387	2.36
有限会社吉田エステート	大阪府箕面市桜ヶ丘3丁目14番7号	300	1.82
東和薬品社員持株会	大阪府門真市新橋町2番11号	257	1.56
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	232	1.41
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	226	1.38
計	—	9,912	60.43

(注) 1. 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	472千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	391千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	387千株

3. 東和薬品共栄会は、取引先持株会であります。

4. 2018年4月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が当社株式を所有している旨が記載されており、その後、2018年5月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2018年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋2丁目2番16号	株式 660,900	3.85

5. 2018年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及び他3名の共同保有者から2018年8月31日現在で、それぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	株式 21,000	0.12
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 516,047	2.85
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	株式 379,500	2.10
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	株式 0	0.00
合計		株式 916,547	5.06

6. 2018年9月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（訂正報告書）において、LSV Asset Managementが2018年9月12日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
LSV Asset Management	アメリカ合衆国デラウェア州ウィル ミントン、センタービル・ロード 2,711、スイート400、コーポレー ション・サービス・カンパニー気付	株式 875,264	5.10

7. 2018年11月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、LSV Asset Managementが2018年10月4日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
LSV Asset Management	アメリカ合衆国デラウェア州ウィル ミントン、センタービル・ロード 2,711、スイート400、コーポレー ション・サービス・カンパニー気付	株式 702,564	4.09

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 768,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,394,200	163,942	—
単元未満株式	普通株式 8,900	—	—
発行済株式総数	17,172,000	—	—
総株主の議決権	—	163,942	—

(注) 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東和薬品株式会社	大阪府門真市新橋町2番11号	768,900	—	768,900	4.47
計	—	768,900	—	768,900	4.47

(注) 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記自己名義所有株式数及び所有株式数の合計については、当該株式分割前の自己名義所有株式数及び所有株式数の合計を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	34	236,900
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式の内訳は、単元未満株式の買取りであります。

当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度における取得自己株式は当該株式分割前の株式数と金額を記載しております。

2. 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	768,961	—	2,306,883	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本とし、株主に対する安定的な配当を維持し、継続的な利益還元を重要な課題と認識しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当金の決定につきましては、こうした方針の下に、研究開発力・営業力の強化、設備投資資金の確保等今後の事業展開に備えた内部留保を確保しつつ、総合的に勘案して決めるべきと考えております。

このような方針に基づき、当期の配当は、当期の堅調な業績及び財政状況等を勘案し、1株当たり107円50銭（うち中間配当47円50銭、期末配当60円）と決議されました。この結果、配当性向は13.1%となっております。

内部留保金につきましては、中長期的視点からの経営体質の強化、企業価値の増大を図るために、研究開発力の充実、生産能力向上・効率化のための設備投資などに充てさせていただきたいと存じます。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年11月12日 取締役会決議	779	47.5
2019年6月25日 定時株主総会決議	984	60.0

(注) 当社は、2019年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当期(第63期)の期末配当につきましては、配当基準日が2019年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、より良いコーポレートガバナンスの実現を経営上の重要課題と位置付け、コンプライアンス経営の徹底、経営の効率性と透明性の向上によって、企業価値を継続的に高めます。そのために、株主の権利を尊重・保護し、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーとの良好な関係の構築、維持に努めるとともに、生命関連企業として企業倫理、役職員の倫理観の維持・向上に注力し、社会的使命に応える努力を常に続けます。

この方針は、グループ企業にも適用し、グループ企業それぞれが求められる役割・使命を果たし、グループ企業全体としての企業価値を高めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2019年6月25日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役6名（うち監査等委員である社外取締役2名）で構成される取締役会と、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成される監査等委員会を中心とした統治体制をとっております。当社の提出日現在における企業統治の体制の概要は以下のとおりです。

1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは常務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、取締役(監査等委員) 白川敏雄、社外取締役(監査等委員) 栄木憲和、社外取締役(監査等委員) 根本秀人で構成されており、取締役会は原則として月1回開催し、経営上の重要な課題の検討と迅速な意思決定を図っています。業務執行面では執行役員制度を導入して、執行役員に執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定及び監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしています。

2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員 白川敏雄、社外監査等委員 栄木憲和、社外監査等委員 根本秀人の3名で構成されます。監査等委員は、監査等委員会において策定した監査計画に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、執行役員、従業員、会計監査人からの報告收受、主要な事業所への往査など、実効性のある監査に取り組みます。

3) 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長 佐々木訓男が監査責任者を務めております。その他3名の監査担当者を含む4名で構成されており、業務執行の適法性及び効率性の観点から全部門の監査を実施し、これに基づいて改善を重視した助言及び勧告を行っております。また、監査実施結果については監査等委員会にその都度報告し、随時、監査等委員会と連携して業務監査を実施しております。

4) リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、上席執行役員管理本部長 兼 総務部長 井上憲一が委員長を務めております。その他メンバーは常務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 中島隆規、上席執行役員 内川治、執行役員 久保盛裕、執行役員 杉浦健、執行役員 天野雄介、執行役員 山下哲夫、執行役員 藤田茂樹、執行役員 奥田豊、国際事業本部長 兼 国際部長 田村公一、物流部長 安孫子健治で構成されており、当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応し、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図っております。

5) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、上席執行役員管理本部長 兼 総務部長 井上憲一が委員長を務めております。その他メンバーは執行役員 久保盛裕、人事部長 大江浩敬、法務部長 大西秀和で構成されており、全社的なコンプライアンス推進計画の策定、体制の整備を行っております。また、コンプライアンス委員会

は内部通報制度を主管しており、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。

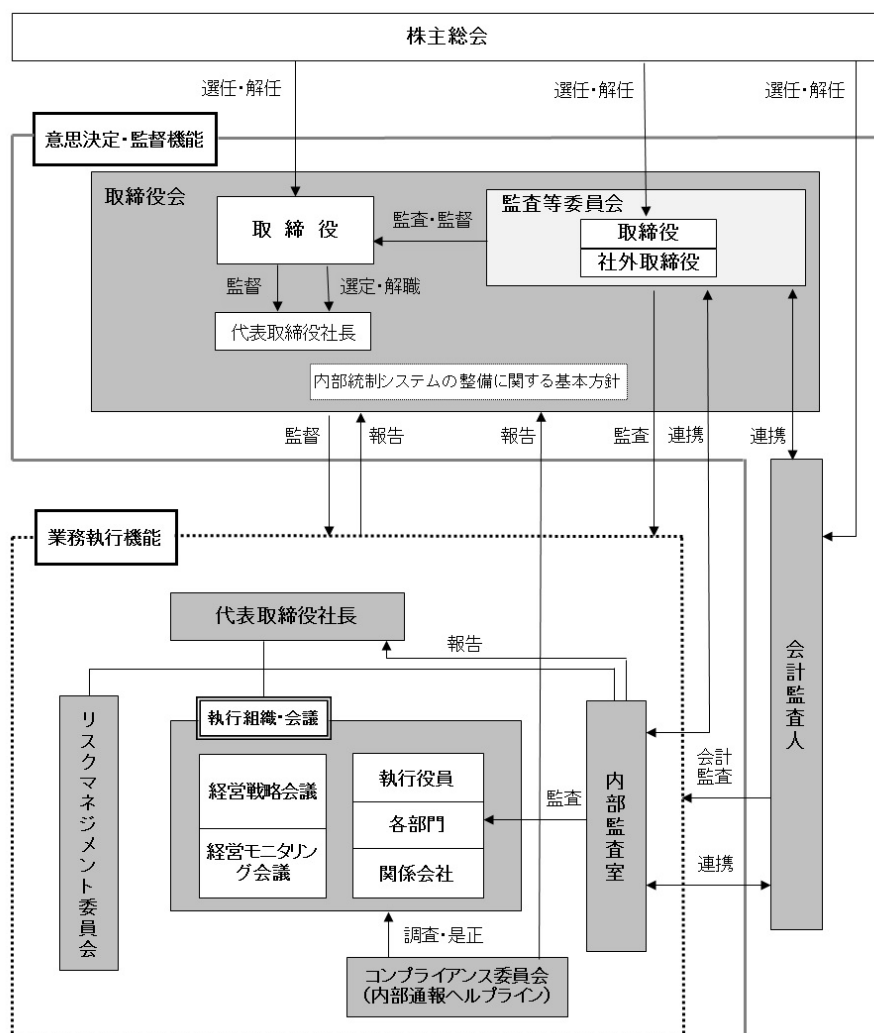
6) 経営戦略会議

経営戦略会議は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは常務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 内川治、執行役員 久保盛裕、執行役員 天野雄介で構成されております。また、取締役(監査等委員) 白川敏雄が、オブザーバーとして参加しております。経営戦略会議は原則として週1回開催し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を審議し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で売上や利益目標を設定します。

7) 経営モニタリング会議

経営モニタリング会議は、代表取締役 吉田逸郎が議長を務めております。その他メンバーは常務取締役 今野和彦、取締役 田中政男、上席執行役員 森野禎之、上席執行役員 内藤泰史、上席執行役員 井上憲一、上席執行役員 中島隆規、上席執行役員 内川治、執行役員 久保盛裕、執行役員 杉浦健、執行役員 天野雄介、執行役員 木田臣哉、執行役員 山下哲夫、執行役員 奥田豊、執行役員 藤田茂樹で構成されております。また、取締役(監査等委員) 白川敏雄が、オブザーバーとして参加しております。経営モニタリング会議は原則として月1回開催し、売上や利益数値の実績、重要案件や中期経営計画の進捗状況をモニタリングし、目標達成に向けた経営を実践します。

なお当社の企業統治の体制は次のように図示されます。



・企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役の経営監督機能と執行役員の業務執行機能を分離させ、それぞれの責任を明確化しております。

社外取締役が健全かつ効率的な経営の推進についての助言・提言を行うことで、公正かつ効率的な企業経営を行えるものと考えております。

また、医薬品の規制等に十分精通し、業務の詳細を理解した社内監査等委員と、高い識見と高度な専門知識を有する社外監査等委員から、客観的な立場で業務執行機関に対する監督・監査を受けることにより、透明性の高い企業経営を行えるものと考えております。

③企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

1) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。

また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を審議し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループのすべての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

取締役は原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査等委員会への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査等委員会からの要求に従って、随時報告するものとします。監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑥取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとしております。

⑦中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑧自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策等の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑨取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役の業務執行を円滑に行うためであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性 6名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	吉田 逸郎	1951年4月27日生	1979年5月 当社入社 1983年10月 当社経理部長 1983年12月 当社取締役経理部長 1986年8月 当社取締役総務部長 1990年4月 当社取締役社長室長 1990年6月 当社専務取締役社長室長 1991年6月 当社専務取締役生産本部長 兼 社長室長 1991年11月 当社専務取締役社長室長 1996年6月 当社代表取締役社長 (現任) 2003年10月 ジェイドルフ(株) (現ジェイドルフ製薬(株)) 代表取締役会長 (現任) 2010年10月 大地化成(株)代表取締役会長 (現任)	(注) 2	14,553
常務取締役 信頼性保証本部担当 生産本部担当 製剤技術本部担当	今野 和彦	1954年10月8日生	1977年4月 関東医師製薬(株)入社 1998年11月 当社入社 生産本部山形工場品質保証部次長 2005年4月 当社生産本部山形工場品質保証部長 2007年4月 当社信頼性保証本部品質保証部長 2009年10月 当社生産本部大阪工場長 2013年6月 当社取締役生産本部副本部長 2014年4月 当社取締役生産本部長 2017年6月 当社常務取締役生産本部 兼 研究開発本部 兼 製剤技術本部 兼 原薬事業本部担当 2019年4月 当社常務取締役信頼性保証本部 兼 生産本部 兼 製剤技術本部担当 (現任) 2019年5月 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長 (現任)	(注) 2	56
取締役 管理本部担当	田中 政男	1954年7月4日生	1978年4月 参天製薬(株)入社 2007年4月 同社内部監査室長 2009年3月 同社経理部財務課チーム チームマネージャー 2009年4月 当社入社 内部監査室次長 2011年4月 当社内部監査室長 2016年10月 当社広報・IR室長 兼 人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社取締役管理本部担当 (現任)	(注) 2	19
取締役 (監査等委員)	白川 敏雄	1952年10月12日生	1978年9月 アイシーアイファーマ(株) (現アストラゼネカ(株)) 入社 2006年10月 当社入社 研究開発本部開発部部长 2008年4月 当社企画本部製品戦略部長 2015年6月 当社常務取締役事業開発室 及び 国際部管掌 製品戦略部長 2017年1月 グリーンカプス製薬(株)代表取締役会長 2017年4月 当社常務取締役製品戦略本部 兼 国際事業本部 兼 開発企画室担当 2019年4月 当社常務取締役 2019年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	81

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	栄木 憲和	1948年4月17日生	1979年8月 日本チバガイギー(株)入社 1994年1月 バイエル薬品(株)入社 1997年3月 同社取締役滋賀工場長 2002年7月 同社代表取締役社長 2007年1月 同社代表取締役会長 2010年4月 同社取締役会長 2014年5月 アンジェスMG(株) (現アンジェス(株)) 社外取締役 (現任) 2015年4月 (株)ファンペップ社外取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 2016年4月 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 (現任) 2018年6月 (株)ジーンテクノサイエンス社外取締役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	根本 秀人	1961年9月3日生	1987年10月 KPMG港監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 1991年7月 公認会計士登録 1995年10月 KPMGコンサルティング(株)出向 2001年9月 同社マネージング・ディレクター就任 2005年2月 KPMG ビジネスアシュアランス(株)入社 執行役員・パートナー就任 2009年7月 KPMGあずさ監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員就任 2012年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 GBS事業部 インダストリアル プロダクツサービス事業 事業部長・パートナー 2016年1月 同社GBS事業部 製造・グローバルプロジェクト 統括部長・パートナー (現任) 2018年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	—
計					14,710

- (注) 1. 取締役栄木憲和及び根本秀人は、社外取締役であります。
2. 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会の終結の時から2年間。
4. 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
5. 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。所有株式は当該株式分割考慮後の株式数を記載しております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
- 補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
樋口 秀明	1971年4月14日生	1994年4月 (株)日本長期信用銀行 (現 (株)新生銀行) 入行 2006年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年4月 GCAサヴィアングループ(株) (現 GCA(株)) 入社 2008年7月 公認会計士登録 (現任) 2011年5月 樋口秀明公認会計士事務所 代表者 (現任) 2011年7月 税理士登録 (現任) 2012年6月 (株)ソフト99コーポレーション社外監査役 (現任) アイオン(株)社外監査役 (現任)	—

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員である取締役であります。

監査等委員である社外取締役栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役根本秀人氏は、経営コンサルタント業務を通じて培われた専門的な経験と知見や公認会計士としての財務及び会計に関する経験と知見を有しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役は取締役会（毎月開催される定時取締役会・都度開催される臨時取締役会）での健全かつ効率的な経営の推進についての積極的な助言・提言を期待しております。当社は、社外取締役の当社からの独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方に基づいており、当社の社外取締役はいずれも独立性を備えていると判断しております。また、当社の社外取締役である栄木憲和氏及び根本秀人氏はいずれも東京証券取引所の独立役員として指定し届出を行っております。

③監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会と会計監査人との定期的な会合を年4回開催し、会計監査人からは、監査計画、監査実施結果、指摘事項について説明を受け、また、監査等委員会側から会社の状況、課題等を説明し、意見交換を行います。また、必要に応じ、随時意見交換、情報交換も行います。また期中においては、内部統制システムの整備・確立、リスク評価対応への認識を踏まえ、会計監査人による監査実施に直接立合い、意識を高め、現状認識を深めます。

監査等委員会は、監査方針、計画について、内部監査室と互いに提示し合い、意見交換しており、内部監査室の監査実施結果について、その都度報告を受け、必要な場合は監査実施前に特別な監査チェック事項を要望しております。また随時、監査等委員会と内部監査室が連携して業務監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名（内、社外取締役2名）で構成されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、その他従業員は、監査等委員及び監査等委員会による監査活動に協力することとなっております。また、代表取締役は、監査等委員及び監査等委員会と会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題について確認を行います。

監査等委員は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、適正かつ効率的な監査活動に努めております。

② 内部監査の状況

内部監査部門は4名からなり、年間の監査方針及び実施計画に基づき、業務執行の適法性及び効率性の観点から内部監査を実施しております。監査の結果については、速やかに監査等委員及び会計監査人と相互連携を取り、改善を重視した助言及び勧告を行うことにより、内部統制システムの整備を図るとともに、経営目標の達成に寄与することを目的としております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

b. 業務を執行した公認会計士

小川 佳男氏

美和 一馬氏

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他9名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に関する方針を定めておりませんが、監査法人の品質管理、監査実施体制等を勘案して監査法人を選定しております。

会計監査人の解任又は不再任の決定方針につきましては、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定いたします。

e. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人は、会計監査人としての独立性及び専門性を維持し、適正な監査の確保に向けて、適切な対応を行うことができる体制を構築しているものと評価しております。また、監査チームは当社のコア事業であるジェネリック医薬品業界に精通しており、当社の経営環境を適切に勘案した監査計画を策定、実施するとともに、取締役及び内部監査部門との円滑なコミュニケーションを有効に実施するなど、監査実施体制に問題は無いと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	—	33	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	33	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	16
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	16

当社における非監査業務に基づく報酬は、EYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社に対するものであり、報酬の内容は企業買収等に関するアドバイザー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額の決定に関する方針を定めておりませんが、監査日数、当社の業務内容等を勘案して監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社は、取締役の報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

- ・「東和薬品グループの理念」、「私達の誓い」、「社是」、「東和薬品グループ企業行動憲章」の実現に向けた優秀な人材を確保できるものとする。
- ・取締役が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
- ・中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものとする。
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものとする。

ロ. 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の報酬等の内容

- ・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬、年次賞与および株式関連報酬で構成し、各報酬の割合は概ね60%：30%：10%とする。
- ・基本報酬は、職責・職務を勘案して決定する。
- ・年次賞与は、会社業績に基づく賞与（以下、業績連動賞与という。）と個人評価に基づく賞与（以下、個人評価賞与という。）で構成する。業績連動賞与は、当社単体の営業利益目標（社内目標値）に連動して、個人評価賞与は、各取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の評価に応じて、あらかじめ定められた基準により支給される。
- ・株式関連報酬は、中期経営計画に掲げる連結営業利益の目標に連動して、あらかじめ定められた基準により支給される。株式関連報酬は、譲渡制限付株式または中長期業績連動型株価連動報酬により支給される。

ハ. 監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等の内容

- ・監査等委員である取締役および社外取締役の報酬等は、基本報酬のみで構成される。
- ・基本報酬は、職責・職務を勘案して決定する。

ニ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針の内容

- ・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）では、業績連動報酬（年次賞与の一部である業績連動賞与および株式関連報酬）と業績連動報酬以外（基本報酬および年次賞与の一部である個人評価賞与）の支給割合が、概ね22%：78%となるように構成されている。

ホ. 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選出した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

- ・当社の中期経営計画の目標の一つとして掲げており、当社が特に重視する営業利益、具体的には連結・単体営業利益を指標とし、報酬に関する内部規程等によりあらかじめ定められた目標に対する達成率区分に応じて決定する。

ヘ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容および裁量の範囲

- ・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を含む）の報酬等の決定に関する基本方針については、取締役会が決定権限を有し、その算定方法の決定について代表取締役社長に一任する。
- ・なお、基本方針および算定方法について、将来の報酬諮問委員会設置に向けた準備委員会で検討したうえで、取締役会、代表取締役社長が決定している。

ト. 当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役の活動内容

- ・取締役会は、報酬に関する内部規程等の決議を行うことで、報酬等の額の決定過程に関与している。
- ・最近事業年度の役員の報酬等の具体的な額の決定については、取締役会が株主総会決議および報酬に関する内部規程等の範囲内で、代表取締役社長に一任している。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与		退職慰労金	
			個人評価	業績連動		
取締役 (社外取締役を除く。)	422	112	47	35	227	9
監査役 (社外監査役を除く。)	19	19	—	—	—	2
社外取締役	15	15	—	—	—	2
社外監査役	8	8	—	—	—	2

※当社は、2006年6月28日開催の第50期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額を年額300百万円以内と決議しています。

※当社は2018年6月26日開催の第62期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い役員退職慰労金を取締役分については335百万円（うち社外取締役分1百万円）の範囲内で、監査役分については15百万円の範囲内で、それぞれ贈呈することを決議いただいております。過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額を除いた取締役2名に対する功労加算金227百万円を当事業年度にて費用処理しております。

※賞与には、業績連動報酬が含まれます。

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

目標値	単体営業利益（社内目標値）	98億円
実績	同上	158億円

※当社は、2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、上記の取締役の報酬額を廃止のうえ、役員の報酬額を以下のとおり決議しています。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額550百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
- ・監査等委員である取締役の報酬額は年額70百万円以内とする。
- ・上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額年額550百万円以内とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して支給する譲渡制限付株式付与のための金銭債権の総額を年額100百万円以内とする。

※各報酬の対象となる役員の員数は以下のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の対象となる取締役員数は3名。なお、そのうち、譲渡制限付株式の対象取締役は2名、中長期業績連動型株価連動報酬の対象取締役は1名
- ・監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	賞与		退職 慰労金
					個人評価	業績連動	
吉田 逸郎	329	取締役	提出会社	64	21	16	226

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
56	6	本部長としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式とは、株式の変動または配当の受領によって利益を得ることを主目的とする投資株式と考えており、現在保有しておりません。一方、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式とは、業務上の取引関係の構築、維持等を目的とした投資株式と考えております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、長期的かつ安定的な取引関係の構築、維持、強化のための手段の一つとして、取引先からの保有要請を受け、政策株式を保有することがあります。その場合でも、当該株式を保有することが当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる株式に限定して保有することとしております。また、保有の可否については、毎年、取締役会で個別銘柄について中長期的な経済合理性（資本コストに見合っているか等）、将来見通しを検証し、総合的に判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	100
非上場株式以外の株式	3	239

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	99	取引関係の構築のため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
(株)三菱UFJ フィナンシャルグループ	147,040	147,040	同社グループは当社の取引金融機関の一つであり、取引関係維持のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、配当利回り等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	80	102		
(株)みずほ フィナンシャルグループ	42,000	42,000	同社グループは当社の取引金融機関の一つであり、取引関係維持のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、配当利回り等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	7	8		
ダイト(株)	55,000	55,000	同社は当社の取引先の一つであり、原材料の安定調達のため株式を保有しております。定量的な保有効果の記載については困難ですが、取引条件等を総合的に勘案し、取締役会において保有の合理性を検証しております。	有
	151	214		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、基準等に照らし適切な情報を開示するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同財団が実施する研修等に参加いたしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,247	26,762
受取手形及び売掛金	※3 24,185	※3 27,905
電子記録債権	※3 6,278	※3 6,719
有価証券	10,999	4,999
商品及び製品	17,609	17,591
仕掛品	9,777	6,504
原材料及び貯蔵品	8,951	13,858
デリバティブ債権	506	1,651
その他	2,006	2,260
貸倒引当金	△363	△48
流動資産合計	94,200	108,206
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 34,722	※2 47,376
機械装置及び運搬具（純額）	※2 12,807	※2 11,913
土地	9,803	11,078
建設仮勘定	18,282	2,110
その他（純額）	※2 1,372	※2 1,184
有形固定資産合計	76,989	73,663
無形固定資産	1,936	1,470
投資その他の資産		
投資有価証券	427	451
関係会社株式	※1 54	※1 199
繰延税金資産	1,032	1,246
退職給付に係る資産	36	31
その他	2,508	3,536
貸倒引当金	△5	△0
投資その他の資産合計	4,054	5,463
固定資産合計	82,980	80,597
資産合計	177,181	188,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,385	※3 6,466
電子記録債務	6,412	※3 9,990
短期借入金	850	850
1年内返済予定の長期借入金	4,249	6,396
未払金	5,351	6,205
未払法人税等	2,766	4,204
役員賞与引当金	95	82
設備関係支払手形	6,246	1,391
設備関係未払金	2,384	677
その他	2,162	912
流動負債合計	35,904	37,177
固定負債		
新株予約権付社債	15,046	15,035
長期借入金	44,803	43,407
退職給付に係る負債	287	—
役員退職慰労引当金	128	14
その他	1,091	1,398
固定負債合計	61,356	59,854
負債合計	97,260	97,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,717	4,717
資本剰余金	7,870	7,870
利益剰余金	72,816	84,734
自己株式	△5,639	△5,640
株主資本合計	79,765	91,682
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	147	88
退職給付に係る調整累計額	7	—
その他の包括利益累計額合計	155	88
純資産合計	79,920	91,771
負債純資産合計	177,181	188,803

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	93,430	105,104
売上原価	※6 50,379	※6 56,705
売上総利益	43,050	48,399
販売費及び一般管理費	※1,※2 31,407	※1,※2 32,431
営業利益	11,643	15,968
営業外収益		
受取利息	58	48
受取配当金	4	5
補助金収入	590	466
デリバティブ評価益	—	1,144
為替差益	603	958
貸倒引当金戻入額	—	315
その他	374	296
営業外収益合計	1,632	3,234
営業外費用		
支払利息	158	146
デリバティブ評価損	1,334	—
和解金	—	148
その他	65	42
営業外費用合計	1,557	337
経常利益	11,717	18,865
特別利益		
固定資産売却益	※3 0	※3 2
退職給付制度終了益	—	298
特別利益合計	0	300
特別損失		
固定資産処分損	※4 83	※4 41
関係会社株式評価損	—	62
減損損失	※5 1,800	※5 175
特別損失合計	1,883	279
税金等調整前当期純利益	9,833	18,886
法人税、住民税及び事業税	3,411	5,595
法人税等調整額	△73	△185
法人税等合計	3,338	5,410
当期純利益	6,495	13,475
親会社株主に帰属する当期純利益	6,495	13,475

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	6,495	13,475
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	62	△58
退職給付に係る調整額	△24	△7
その他の包括利益合計	※ 38	※ △66
包括利益	6,533	13,409
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,533	13,409
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,717	7,870	67,879	△5,639	74,827	85	31	117	74,945
当期変動額									
剰余金の配当			△1,558		△1,558				△1,558
親会社株主に帰属する当期純利益			6,495		6,495				6,495
自己株式の取得					—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						62	△24	38	38
当期変動額合計	—	—	4,937	—	4,937	62	△24	38	4,975
当期末残高	4,717	7,870	72,816	△5,639	79,765	147	7	155	79,920

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,717	7,870	72,816	△5,639	79,765	147	7	155	79,920
当期変動額									
剰余金の配当			△1,558		△1,558				△1,558
親会社株主に帰属する当期純利益			13,475		13,475				13,475
自己株式の取得				△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△58	△7	△66	△66
当期変動額合計	—	—	11,917	△0	11,917	△58	△7	△66	11,850
当期末残高	4,717	7,870	84,734	△5,640	91,682	88	—	88	91,771

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,833	18,886
減価償却費	8,173	8,340
減損損失	1,800	175
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	358	△320
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	23	△13
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△26	△114
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	114	4
退職給付制度終了益	—	△298
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△2
固定資産処分損益 (△は益)	83	41
受取利息及び受取配当金	△63	△53
支払利息	158	146
デリバティブ評価損益 (△は益)	1,334	△1,144
有価証券評価損益 (△は益)	△9	△8
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,240	△4,153
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3,192	△1,616
仕入債務の増減額 (△は減少)	△967	4,659
補助金収入	△590	△466
その他	1,451	△1,312
小計	20,626	22,751
利息及び配当金の受取額	52	42
利息の支払額	△161	△148
補助金の受取額	208	583
法人税等の支払額	△1,496	△4,226
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,230	19,002
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,853	△4,320
定期預金の払戻による収入	5,423	7,991
有価証券の取得による支出	△23,116	△20,999
有価証券の売却による収入	19,116	25,999
有形固定資産の取得による支出	△14,476	△11,143
有形固定資産の売却による収入	1,522	36
無形固定資産の取得による支出	△897	△211
投資有価証券の取得による支出	—	△99
子会社株式の取得による支出	—	△207
長期貸付けによる支出	△924	△1,150
その他	111	110
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,093	△3,994
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	△890	—
長期借入れによる収入	9,800	5,000
長期借入金の返済による支出	△2,681	△4,249
自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△1,557	△1,559
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,670	△809
現金及び現金同等物に係る換算差額	591	943
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,399	15,141
現金及び現金同等物の期首残高	7,112	11,511
現金及び現金同等物の期末残高	※ 11,511	※ 26,652

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称
ジェイドルフ製薬㈱
大地化成㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称
グリーンカプス製薬㈱
連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社数 該当事項はありません。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等 グリーンカプス製薬㈱

持分法を適用していない会社はそれぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

当社及び連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 2～17年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。

ロ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。これにより「役員退職慰労引当金」を取崩し、打切り支給に伴う未払額を流動負債の「その他」に27百万円、固定負債の「その他」に311百万円を含めて表示しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

(追加情報)

当社は、2018年4月1日付で確定給付年金制度を確定拠出年金制度に移行しました。これに伴い、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度終了の処理を行っております。これにより当連結会計年度において「退職給付制度終了益」298百万円を特別利益に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が1,177百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が1,032百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が144百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が144百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりませ

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関係会社株式	54百万円	199百万円

※2 減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	53,041百万円	61,208百万円

※3 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	46百万円	54百万円
電子記録債権	63	40
支払手形	—	13
電子記録債務	—	325

4 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタパスタチンCa・0D錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社の特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、2019年3月22日付で同社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額は4,522百万円であります。

当社は、先行訴訟及び本件訴訟において、特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社業績への影響は見込んでおりません。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	9,513百万円	9,935百万円
役員賞与引当金繰入額	95	82
退職給付費用	442	346
役員退職慰労引当金繰入額	16	4
貸倒引当金繰入額	365	0
研究開発費	7,725	7,916

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	7,725百万円	7,916百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具等	0百万円	1百万円
工具器具備品	0	0
計	0	2

※4 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	25百万円	4百万円
機械装置及び運搬具等	2	29
工具器具備品	0	8
その他	54	—
計	83	41

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫工場及び姫路工場	医薬品原薬製造設備	建物及び構築物	1,087
兵庫工場及び姫路工場	医薬品原薬製造設備	機械装置及び運搬具	476
兵庫工場及び姫路工場	医薬品原薬製造設備	土地	209
兵庫工場及び姫路工場	医薬品原薬製造設備	その他	26

当社グループは、重要な遊休資産を除き、主として工場単位ごとに資産のグルーピングを実施しております。また、一部の子会社は、事業規模等を鑑み、会社ごとに資産のグルーピングを実施しております。

当連結会計年度において、当社連結子会社である大地化成株式会社の事業環境が悪化し、収益性が低下している以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,800百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.3%で割引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
大阪府守口市	遊休	土地	175

当社グループは、重要な遊休資産を除き、主として工場単位ごとに資産のグルーピングを実施しております。また、一部の子会社は、事業規模等を鑑み、会社ごとに資産のグルーピングを実施しております。

当連結会計年度において、グルーピングの単位においては、減損の兆候はありませんでしたが、本社の建設用地として取得した土地の市場価格が下落しているため、当該遊休資産である土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

※6 通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額（△は戻入額）は、次のとおりであります。

前連結会計年度
(自 2017年4月1日
至 2018年3月31日)

当連結会計年度
(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

△1,575百万円

△160百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	89百万円	△84百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	89	△84
税効果額	△27	25
その他有価証券評価差額金	62	△58
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	11	—
組替調整額	△46	△11
税効果調整前	△34	△11
税効果額	10	3
退職給付に係る調整額	△24	△7
その他の包括利益合計	38	△66

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	17,172,000	—	—	17,172,000
合計	17,172,000	—	—	17,172,000
自己株式				
普通株式	768,927	—	—	768,927
合計	768,927	—	—	768,927

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月27日 定時株主総会	普通株式	779	47.50	2017年3月31日	2017年6月28日
2017年11月13日 取締役会	普通株式	779	47.50	2017年9月30日	2017年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	779	利益剰余金	47.50	2018年3月31日	2018年6月27日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	17,172,000	—	—	17,172,000
合計	17,172,000	—	—	17,172,000
自己株式				
普通株式（注）1、2	768,927	34	—	768,961
合計	768,927	34	—	768,961

（注）1. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 普通株式の自己株式数の増加34株は、単元未満株式の取得によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	779	47.50	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	779	47.50	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	984	利益剰余金	60	2019年3月31日	2019年6月26日

（注）当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現金及び預金勘定	14,247百万円	26,762百万円
有価証券	999	—
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,736	△109
現金及び現金同等物	11,511	26,652

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	239	238
1年超	1,272	1,046
合計	1,511	1,285

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療用医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産にて運用しております。

なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、投機的な取引は一切行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

投資有価証券である株式および債券等については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。株式については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券等については、適宜、経済情勢、金融情勢の把握につとめ、毎月末に金融商品の時価などの情報収集を行うとともに、それぞれの運用状況等について四半期毎に取締役会に時価を報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成する方法により管理しています。

長期借入金は、主に固定金利により銀行より調達したものであり、金利変動リスクの影響につきましては極めて限定的であります。

主に海外からの原材料購入などに必要となる米ドルの為替変動リスクに備えるために、デリバティブ取引を実施しております。各取引については、取締役会で決定され、契約先はいずれも信用度の高い金融機関であり、取引経過につき取締役会で定期的に報告を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	14,247	14,247	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,185		
(3) 電子記録債権 貸倒引当金（※1）	6,278 △356		
	30,107	30,107	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	11,427	11,427	—
資産計	55,782	55,782	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,385	5,385	—
(2) 電子記録債務	6,412	6,412	—
(3) 新株予約権付社債	15,046	15,172	126
(4) 長期借入金	49,053	49,206	153
負債計	75,896	76,176	279
デリバティブ取引（※2）	506	506	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,762	26,762	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,905		
(3) 電子記録債権 貸倒引当金（※1）	6,719 △44		
	34,580	34,580	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	5,350	5,350	—
資産計	66,693	66,693	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,466	6,466	—
(2) 電子記録債務	9,990	9,990	—
(3) 新株予約権付社債	15,035	15,637	602
(4) 長期借入金	49,803	49,930	127
負債計	81,296	82,025	729
デリバティブ取引（※2）	1,651	1,651	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 新株予約権付社債

金融機関から提示された市場価格等に基づく時価によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、「(4) 長期借入金」には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
関係会社株式	54	199
非上場株式等	0	100

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	14,179	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,185	—	—	—
電子記録債権	6,278	—	—	—
有価証券	11,000	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券（社債）	—	—	—	86
合計	55,643	—	—	86

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	26,710	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,905	—	—	—
電子記録債権	6,719	—	—	—
有価証券	5,000	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券（社債）	—	—	—	86
合計	66,335	—	—	86

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2018年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	4,249	6,396	6,767	6,798	6,586	18,254

当連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,396	6,767	7,131	7,253	6,925	15,329

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	325	112	213
	(2) 社債	102	86	16
	(3) その他	—	—	—
	小計	427	198	229
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	10,999	10,999	—
	小計	10,999	10,999	—
合計		11,427	11,197	229

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	239	112	127
	(2) 社債	111	86	25
	(3) その他	—	—	—
	小計	350	198	152
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	100	100	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	4,999	4,999	—
	小計	5,100	5,100	—
合計		5,451	5,298	152

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円) (※2)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引 米ドル (※1)	91,333	91,054	1,069	1,069
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 米ドル	14,143	13,244	△563	△563
合計		105,476	104,298	506	506

(※1) 通貨スワップ取引に係る契約額等の欄の金額には想定元本が含まれており、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

(※2) 時価の算定は契約を約定した金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円) (※2)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨スワップ取引 米ドル (※1)	85,437	85,289	1,574	1,574
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 米ドル	20,389	19,409	77	77
合計		105,826	104,698	1,651	1,651

(※1) 通貨スワップ取引に係る契約額等の欄の金額には想定元本が含まれており、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量又は信用リスク量を示すものではありません。

(※2) 時価の算定は契約を約定した金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度 (2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,000	7,636	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	7,636	6,684	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は2018年4月1日付で確定給付年金制度のすべてを確定拠出年金制度へ移行いたしました。

一部の連結子会社は確定拠出型として確定拠出年金制度、確定給付型として確定給付年金制度の2本立ての退職給付制度を採用しており、確定給付年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。また、一部の連結子会社は特定退職金共済制度に加入しており、確定拠出年金制度と同様の会計処理をしております。

なお、当社が加入しておりました総合設立型の複数事業主制度による厚生年金基金制度は、2018年3月28日付で厚生労働大臣の認可を受け解散しており、清算手続き中であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,073百万円	3,314百万円
勤務費用	285	—
利息費用	9	—
数理計算上の差異の発生額	75	—
退職給付の支払額	△129	—
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△3,314
退職給付債務の期末残高	3,314	—

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	2,885百万円	3,026百万円
期待運用収益	57	—
数理計算上の差異の発生額	86	—
事業主からの拠出額	126	—
退職給付の支払額	△129	—
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—	△3,026
年金資産の期末残高	3,026	—

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	△25百万円	△36百万円
退職給付費用	9	17
制度への拠出額	△20	△12
退職給付に係る負債の期末残高	△36	△31

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,366百万円	59百万円
年金資産	△3,115	△91
	250	△31
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	250	△31
退職給付に係る負債	287	—
退職給付に係る資産	△36	△31
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	250	△31

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	285百万円	—百万円
利息費用	9	—
期待運用収益	△57	—
数理計算上の差異の費用処理額	△46	—
簡便法で計算した退職給付費用	9	17
確定給付制度に係る退職給付費用	199	17

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度263百万円、当連結会計年度636百万円でありま
す。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度388百万
円、当連結会計年度—百万円であります。

当該厚生年金基金である大阪薬業厚生年金基金は2018年3月28日付で厚生労働大臣の認可を受けて解散し、現在清算
手続き中であります。なお解散による当社の追加の負担は生じない見込みであります。そのため、(1)制度全体の積立
状況に関する事項、(2)制度全体に占める当社の給与総額割合、(3)補足説明については、記載を省略しております。

5. その他の事項

当連結会計年度における確定給付年金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う影響額は次のとおりであります。

なお、当該影響額は損益計算書において「退職給付制度終了益」として特別利益に表示しております。

退職給付債務の減少	△3,314百万円
年金資産の減少	3,026百万円
数理計算上の差異	△11百万円
合計	△298百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	836百万円	1,006百万円
減損損失	998	1,009
退職給付に係る負債	87	—
貸倒引当金	113	15
未払事業税	158	236
未払役員退職慰労金	—	103
役員退職慰労引当金	39	4
たな卸資産評価損	84	59
繰越欠損金	734	702
その他	279	287
繰延税金資産小計	3,332	3,426
繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—	△702
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△1,120
評価性引当額小計	△1,826	△1,823
繰延税金資産合計	1,506	1,602
繰延税金負債		
特別償却準備金	△115	△64
圧縮積立金	△208	△167
退職給付に係る資産	△8	△9
その他有価証券評価差額金	△65	△39
その他	△76	△76
繰延税金負債合計	△474	△355
繰延税金資産の純額	1,032	1,246

(注) 繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	54	3	645	702
評価性引当額	—	—	—	△54	△3	△645	△702
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
住民税均等割等	0.8	0.4
試験研究費等の税額控除	△5.6	△2.5
評価性引当額の増減	8.3	△0.0
その他	△0.9	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	28.6

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スズケン	14,436	医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者	吉田嗣朗	—	—	—	—	土地及び建物の 賃借	家賃の支払い	12	差入保証金	10

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者	吉田嗣朗	—	—	—	—	土地及び建物の 賃借	家賃の支払い	12	差入保証金	10

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,624円09銭	1,864円92銭
1株当たり当期純利益	132円00銭	273円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	122円03銭	253円32銭

(注) 1 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,495	13,475
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,495	13,475
普通株式の期中平均株式数(株)	49,209,219	49,209,134
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	△7	△7
(うち受取利息(税額相当額控除後) (百万円))	(△7)	(△7)
普通株式増加数(株)	3,958,479	3,958,479
(うち、新株予約権付社債(株))	(3,958,479)	(3,958,479)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,172,000株
株式分割により増加する株式数	34,344,000株
株式分割後の発行済株式総数	51,516,000株
株式分割後の発行可能株式総数	147,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年3月14日
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年4月1日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は(1株当たり情報)に記載しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東和薬品㈱	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	年月日 2015.7.23	15,046	15,035	—	なし	年月日 2022.7.22

(注) 1 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	3,789.3 (※)
発行価額の総額 (百万円)	15,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2015年8月6日 至 2022年7月8日

※ (1) 2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、転換価額を11,368円から3,789.3円に調整しております。

(2) 2019年6月25日開催の第63期定時株主総会において期末配当を1株につき60円とする剰余金処分案が承認可決され、2019年3月期の年間配当が1株につき107.5円と決定されたことに伴い、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、2019年4月1日に遡って転換価額を3,789.3円から3,783.6円に調整しております。

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	15,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	850	850	0.37	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,249	6,396	0.42	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	44,803	43,407	0.25	2020年～2029年
合計	49,903	50,653	—	—

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）には、「地域総合整備資金貸付」による無利息での借入金6,220百万円が含まれております。

3 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,767	7,131	7,253	6,925

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	25,494	49,139	78,291	105,104
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	5,086	8,651	14,827	18,886
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	3,566	6,177	10,455	13,475
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	72.47	125.53	212.46	273.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	72.47	53.06	86.93	61.39

(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,951	25,553
受取手形	※4 3,673	※4 2,542
電子記録債権	※4 6,036	※4 6,429
売掛金	※1 19,317	※1 24,279
有価証券	10,999	4,999
商品及び製品	16,941	16,725
仕掛品	6,435	6,228
原材料及び貯蔵品	12,291	14,350
前払費用	788	967
その他	1,719	2,936
貸倒引当金	△361	△48
流動資産合計	91,793	104,965
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,842	41,619
構築物	1,282	1,412
機械及び装置	11,101	10,726
車両運搬具	30	20
工具、器具及び備品	1,303	1,113
土地	9,217	10,492
建設仮勘定	18,203	1,960
有形固定資産合計	69,981	67,345
無形固定資産		
ソフトウェア	1,586	1,354
その他	348	100
無形固定資産合計	1,935	1,455
投資その他の資産		
投資有価証券	427	451
関係会社株式	239	384
繰延税金資産	1,024	1,207
関係会社長期貸付金	7,985	9,135
その他	1,488	1,346
貸倒引当金	△3,429	△3,207
投資その他の資産合計	7,735	9,316
固定資産合計	79,651	78,117
資産合計	171,444	183,082

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	583	619
電子記録債務	6,412	※4 9,990
買掛金	※1 4,766	※1 5,349
1年内返済予定の長期借入金	3,817	5,834
未払金	4,992	5,831
未払費用	568	587
未払法人税等	2,765	4,169
役員賞与引当金	95	82
その他	10,089	2,218
流動負債合計	34,090	34,684
固定負債		
新株予約権付社債	15,046	15,035
長期借入金	40,884	40,050
退職給付引当金	298	—
役員退職慰労引当金	118	—
資産除去債務	175	177
その他	889	1,199
固定負債合計	57,412	56,462
負債合計	91,503	91,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,717	4,717
資本剰余金		
資本準備金	7,870	7,870
資本剰余金合計	7,870	7,870
利益剰余金		
利益準備金	399	399
その他利益剰余金		
特別償却準備金	262	145
圧縮積立金	473	379
別途積立金	64,985	64,985
繰越利益剰余金	6,724	18,989
利益剰余金合計	72,844	84,898
自己株式	△5,639	△5,640
株主資本合計	79,793	91,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	147	88
評価・換算差額等合計	147	88
純資産合計	79,940	91,935
負債純資産合計	171,444	183,082

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※1 90,991	※1 102,426
売上原価	※1 48,094	※1 54,867
売上総利益	42,896	47,558
販売費及び一般管理費	※1, ※2 30,790	※1, ※2 31,762
営業利益	12,106	15,796
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 110	※1 97
補助金収入	590	466
デリバティブ評価益	—	1,144
為替差益	603	958
その他	※1 363	※1 815
営業外収益合計	1,667	3,482
営業外費用		
支払利息	136	127
デリバティブ評価損	1,334	—
和解金	—	148
貸倒引当金繰入額	※1 3,422	—
その他	55	28
営業外費用合計	4,948	304
経常利益	8,826	18,974
特別利益		
固定資産売却益	0	2
退職給付制度終了益	—	298
特別利益合計	0	300
特別損失		
固定資産処分損	27	21
関係会社株式評価損	—	62
減損損失	—	175
特別損失合計	27	259
税引前当期純利益	8,798	19,015
法人税、住民税及び事業税	3,410	5,561
法人税等調整額	△91	△157
法人税等合計	3,319	5,403
当期純利益	5,479	13,612

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
1 材料費	※1	23,607	54.1	28,803	53.9
2 労務費		6,962	16.0	7,503	14.0
3 経費		13,047	29.9	17,168	32.1
4 当期総製造費用		43,618	100.0	53,475	100.0
5 期首仕掛品たな卸高	※2	5,491		6,435	
合計		49,109		59,911	
6 他勘定振替高		48		94	
7 期末仕掛品たな卸高		6,435		6,228	
当期製品製造原価		42,625		53,588	

原価計算の方法

原価計算の方法は、組別総合原価計算を採用しております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
外注加工費 (百万円)	5,325	8,302
減価償却費 (百万円)	5,134	5,824

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
材料費 (百万円)	—	—
経費 (百万円)	42	31
その他 (百万円)	6	63
合計 (百万円)	48	94

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,717	7,870	399	450	126	60,985	6,962	68,923
当期変動額								
特別償却準備金の取崩				△188			188	－
圧縮積立金の積立					347		△347	－
圧縮積立金の取崩								－
別途積立金の積立						4,000	△4,000	－
剰余金の配当							△1,558	△1,558
当期純利益							5,479	5,479
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	△188	347	4,000	△237	3,921
当期末残高	4,717	7,870	399	262	473	64,985	6,724	72,844

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,639	75,872	85	85	75,957
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
圧縮積立金の積立		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△1,558			△1,558
当期純利益		5,479			5,479
自己株式の取得		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			62	62	62
当期変動額合計	－	3,921	62	62	3,983
当期末残高	△5,639	79,793	147	147	79,940

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,717	7,870	399	262	473	64,985	6,724	72,844
当期変動額								
特別償却準備金の取崩				△116			116	－
圧縮積立金の積立								－
圧縮積立金の取崩					△94		94	－
別途積立金の積立								－
剰余金の配当							△1,558	△1,558
当期純利益							13,612	13,612
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	△116	△94	－	12,264	12,053
当期末残高	4,717	7,870	399	145	379	64,985	18,989	84,898

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,639	79,793	147	147	79,940
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
圧縮積立金の積立		－			－
圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△1,558			△1,558
当期純利益		13,612			13,612
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△58	△58	△58
当期変動額合計	△0	12,053	△58	△58	11,994
当期末残高	△5,640	91,846	88	88	91,935

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、2018年4月1日付で確定給付年金制度を確定拠出年金制度に移行しました。これに伴い、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度終了の処理を行っております。これにより当事業年度において「退職給付制度終了益」298百万円を特別利益に計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

当社は、2018年6月26日開催の第62期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。これにより「役員退職慰労引当金」を取崩し、打切り支給に伴う未払額を流動負債の「その他」に27百万円、固定負債の「その他」に311百万円を含めて表示しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,134百万円は「固定負債」の「繰延税金負債」110百万円と相殺して、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,024百万円として表示しており、変更前と比べて総資産が110百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	113百万円	429百万円
短期金銭債務	454	201

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
ジェイドルフ製薬㈱（借入債務）	4,200百万円	ジェイドルフ製薬㈱（借入債務） 3,985百万円
計	4,200	計 3,985

3 偶発債務

当社は、2018年6月1日付で興和株式会社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。請求の内容は、当社が2013年12月13日から2016年3月31日までに販売した、ピタバスタチンCa・0D錠1mg/2mg/4mg「トーワ」に対して興和株式会社の特許権の侵害を主張し、3,828百万円の損害賠償を求めるものです。

また、2019年3月22日付で同社から東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起されました。先行訴訟とは別に、同様の理由で2016年4月1日から1年間の当社販売分に対する新たな損害賠償請求訴訟であり、損害賠償請求額は4,522百万円であります。

当社は、先行訴訟及び本件訴訟において、特許無効を主張し、争っていく方針であります。

なお、現時点で、本件訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社業績への影響は見込んでおりません。

※4 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	46百万円	52百万円
電子記録債権	63	40
電子記録債務	—	325

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	193百万円	1,075百万円
仕入高	1,865	2,332
その他の営業取引高	690	527
営業取引以外の取引による取引高	3,484	49

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度53%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	8,992百万円	9,437百万円
役員賞与引当金繰入額	95	82
貸倒引当金繰入額	364	0
減価償却費	1,147	1,043
研究開発費	8,100	8,176

(有価証券関係)

関係会社株式（前事業年度239百万円、当事業年度384百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	780百万円	950百万円
減損損失	393	446
関係会社株式評価損	108	127
貸倒引当金	1,160	996
未払事業税	158	234
退職給付引当金	91	—
未払役員退職慰労金	—	103
役員退職慰労引当金	36	—
たな卸資産評価損	84	59
その他	245	211
繰延税金資産小計	3,059	3,129
評価性引当額	△1,602	△1,607
繰延税金資産合計	1,457	1,522
繰延税金負債		
特別償却準備金	△115	△64
圧縮積立金	△208	△167
その他有価証券評価差額金	△65	△39
その他	△44	△44
繰延税金負債合計	△433	△314
繰延税金資産の純額	1,024	1,207

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
住民税均等割	0.9	0.4
試験研究費等の税額控除	△6.2	△2.5
評価性引当額の増減	12.0	0.0
その他	△0.3	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7	28.4

(重要な後発事象)

連結財務諸表の注記事項「(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	28,842	15,136	4	2,355	41,619	20,169
	構築物	1,282	279	—	150	1,412	1,021
	機械及び装置	11,101	3,389	27	3,736	10,726	26,409
	車両運搬具	30	11	—	21	20	224
	工具、器具及び備品	1,303	433	17	605	1,113	6,560
	土地	9,217	1,450	175 (175)	—	10,492	—
	建設仮勘定	18,203	8,927	25,170	—	1,960	—
	計	69,981	29,628	25,395 (175)	6,868	67,345	54,385
無形固定資産	ソフトウェア	1,586	300	—	532	1,354	2,595
	その他	348	258	469	36	100	388
	計	1,935	558	469	568	1,455	2,984

(注) 1. 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注) 2. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額 (百万円)	山形工場	山形工場増築工事	13,807
建物	増加額 (百万円)	山形保育園	保育園設立	215
建物	増加額 (百万円)	岡山保育園	保育園設立	120
機械装置	増加額 (百万円)	岡山工場	新貼付剤包装設備	120
機械装置	増加額 (百万円)	岡山工場	錠剤コーティング機 (190型)	149
機械装置	増加額 (百万円)	山形工場	一般自動倉庫・クリーン自動倉庫	538
機械装置	増加額 (百万円)	山形工場	PTP1号ライン	406
土地	増加額 (百万円)	山形工場	土地購入	1,450
建設仮勘定	減少額 (百万円)	山形工場	本勘定へ振替	21,377

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金（注）1	3,791	0	535	3,256
役員賞与引当金	95	82	95	82
役員退職慰労引当金（注）2	118	—	118	—

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額は洗替額及び個別債権に対する回収不能額の見直しによる戻入額であります。

2. 役員退職慰労引当金の当期減少額は役員退職慰労制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.towayakuhin.co.jp/ir/stock/koukoku.php
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第62期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第63期第1四半期）（自 2018年 4月1日 至 2018年 6月30日）2018年 8月13日近畿財務局長に提出

（第63期第2四半期）（自 2018年 7月1日 至 2018年 9月30日）2018年11月13日近畿財務局長に提出

（第63期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年 2月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月26日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和 一馬 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和薬品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東和薬品株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、東和薬品株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

当社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和 一馬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東和薬品株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役吉田逸郎は、当社の第63期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	東和薬品株式会社
【英訳名】	TOWA PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 逸郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府門真市新橋町2番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉田逸郎は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高の大部分を占める当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。